

さいたま市教育職員の義務教育等教員特別手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月31日

さいたま市教育委員会教育長

竹居秀子

さいたま市教育委員会規則第17号

さいたま市教育職員の義務教育等教員特別手当に関する規則の一部を改正する
規則

さいたま市教育職員の義務教育等教員特別手当に関する規則（平成29年さいたま市教育委員会規則第28号）の一部を次のように改正する。

別表第1及び別表第2を次のように改める。

別表第1（第3条関係）

教育職給料表(2)の適用を受ける者

職員の区分	職務の級	1級	2級	特2級	3級	4級
	号給					
定年前再任用短 時間勤務教育職 員以外の教育職 員		円	円	円	円	円
	1から4まで	1,300	1,400	2,800	3,400	5,100
	5から8まで	1,300	1,600	3,000	3,500	5,200
	9から12まで	1,400	1,700	3,200	3,600	5,300
	13から16まで	1,500	1,700	3,300	3,800	5,400
	17から20まで	1,600	1,800	3,400	3,800	5,500
	21から24まで	1,700	1,900	3,500	4,000	5,600
	25から28まで	1,800	2,000	3,700	4,100	5,600
	29から32まで	1,900	2,100	3,800	4,100	5,600
	33から36まで	1,900	2,200	3,900	4,200	5,600
	37から40まで	2,000	2,300	4,000	4,400	5,600
	41から44まで	2,200	2,400	4,000	4,400	
	45から48まで	2,200	2,600	4,100	4,600	
	49から52まで	2,300	2,700	4,200	4,700	
	53から56まで	2,400	2,800	4,400	4,700	
	57から60まで	2,400	3,000	4,400	4,800	
	61から64まで	2,500	3,200	4,500	4,900	
	65から68まで	2,600	3,300	4,700	5,000	
	69から72まで	2,600	3,400	4,700	5,100	
	73から76まで	2,700	3,500	4,700	5,100	
	77から80まで	2,800	3,700	4,700	5,200	
	81から84まで	2,800	3,800	4,900	5,200	
	85から88まで	2,800	3,800	5,000	5,200	
	89から92まで	2,900	3,900	5,000	5,300	
	93から96まで	3,000	4,000	5,000	5,300	
	97から100まで	3,100	4,100	5,100	5,300	
	101から104まで	3,100	4,200	5,100	5,300	
	105から108まで	3,200	4,300	5,100	5,300	
	109から112まで	3,200	4,400			
	113から116まで	3,200	4,400			
	117から120まで	3,300	4,500			
	121から124まで	3,300	4,600			
	125から128まで	3,300	4,700			
129から132まで		4,700				
133から136まで		4,700				
137から140まで		4,700				
141から144まで		4,700				
145から148まで		4,800				
149から152まで		4,900				
153から156まで		4,900				
157から160まで		4,900				
161		4,900				
定年前再任用短 時間勤務教育職 員		2,200	2,600	3,200	3,500	4,400

備考 この表の適用を受ける教育職員のうち、第3条の2第1号で定める校務を分掌する教育職員には、この表の額に3,000円をそれぞれ加算する。

別表第2（第3条関係）

教育職給料表(1)の適用を受ける者

職員の区分	職務の級	1級	2級	特2級	3級	4級
	号給					
定年前再任用短 時間勤務教育職 員以外の教育職 員		円	円	円	円	円
	1から4まで	1,300	1,700	2,800	4,000	5,100
	5から8まで	1,300	1,800	3,000	4,100	5,200
	9から12まで	1,400	1,900	3,200	4,100	5,300
	13から16まで	1,500	2,000	3,300	4,200	5,400
	17から20まで	1,600	2,100	3,400	4,400	5,500
	21から24まで	1,700	2,200	3,500	4,400	5,600
	25から28まで	1,800	2,300	3,700	4,600	5,600
	29から32まで	1,900	2,400	3,800	4,700	5,600
	33から36まで	1,900	2,600	3,900	4,700	5,600
	37から40まで	2,000	2,700	4,000	4,800	5,600
	41から44まで	2,200	2,800	4,000	4,900	5,600
	45から48まで	2,200	3,000	4,100	5,000	5,600
	49から52まで	2,300	3,200	4,200	5,100	
	53から56まで	2,400	3,300	4,400	5,100	
	57から60まで	2,400	3,400	4,400	5,200	
	61から64まで	2,500	3,500	4,500	5,200	
	65から68まで	2,600	3,700	4,700	5,300	
	69から72まで	2,600	3,800	4,700	5,300	
	73から76まで	2,700	3,800	4,700	5,300	
	77から80まで	2,800	3,900	4,900	5,400	
	81から84まで	2,800	4,000	4,900	5,500	
	85から88まで	2,800	4,100	5,000	5,500	
	89から92まで	2,900	4,200	5,000		
	93から96まで	3,000	4,300	5,000		
	97から100まで	3,100	4,400	5,100		
	101から104まで	3,100	4,400	5,100		
	105から108まで	3,200	4,500	5,100		
	109から112まで	3,200	4,600			
	113から116まで	3,200	4,700			
	117から120まで	3,300	4,700			
	121から124まで	3,300	4,700			
	125から128まで	3,300	4,700			
	129から132まで	3,400	4,700			
	133から136まで	3,400	4,800			
	137から140まで	3,400	4,900			
	141から144まで	3,500	4,900			
	145から148まで	3,500	4,900			
	149から152まで	3,500	4,900			
	153	3,500				
定年前再任用短 時間勤務教育職 員		2,200	2,600	3,200	3,500	4,400

備考 この表の適用を受ける教育職員のうち、第3条の2第1号で定める校務を分掌する教育職員には、
この表の額に3,000円をそれぞれ加算する。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。